

利府町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

平成30年3月

目 次

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 基準年度における計画の取組実績

- 1 温室効果ガスの排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 過去5年間の温室効果ガス排出量の推移・・・・・・・・ 3
- 3 前計画の目標達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 計画の基本方針等

- 1 計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第4章 計画の目標

- 1 温室効果ガスの算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 温室効果ガスの排出抑制のための目標・・・・・・・・ 6
- 4 要因別の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第5章 目標達成に向けた行動

- 1 物品等の調達・使用等に関する取組み・・・・・・・・ 8
- 2 庁舎等の建設、管理等に関する取組み・・・・・・・・ 9
- 3 その他の環境配慮に関する取組み・・・・・・・・・・ 9

第6章 計画の推進体制と進行管理

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

【資料編】

- 1 関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第1章 計画の基本的事項

1 計画の目的

都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）に基づき、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）を策定するものとされています。

町（町の執行機関及び議会をいう。以下同じ。）では、平成14年度に「利府町エコオフィスプラン'02」を策定し、これに基づいた省エネ・省資源や廃棄物の発生抑制等に取り組んできました。また、平成18年度には、第1期となる「利府町エコアクションプラン」を策定し、町の施設から排出される温室効果ガスの削減に取り組んできました。

その後、平成24年度には「利府町エコアクションプラン（利府町地球温暖化対策実行計画第2期）」を策定し、計画に基づく温室効果ガス排出削減の取組みを推進してきました。

また、平成27（2015）年には京都議定書に代わるパリ協定が採択され、我が国では平成42（2030）年度の温室効果ガスの削減目標を、平成25（2013）年度比で26.0%減とする「日本の約束草案」を決定しました。翌年の平成28（2016）年度には、地球温暖化対策の総合かつ計画的な推進を図るため、温対法に基づいて策定する我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画である地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

本計画は、これまでの計画の結果を踏まえて策定したもので、町では、この計画に基づき、自ら事業者及び消費者の立場から環境に配慮した行動を率先して実行することにより、今後も事務事業を行う際の環境負荷の低減に努め、地球温暖化対策の推進を図るため、町の管理施設を対象とした具体的な取組み及び率先行動について定めるものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）計画期間

（2）地方公共団体実行計画の目標

（3）実施しようとする措置の内容

（4）その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

2 計画の対象

(1) 対象施設

①役場庁舎 ②保健福祉センター ③菅谷台保育所 ④東部地区子育て支援センター ⑤生涯学習センター ⑥公民館 ⑦総合体育館 ⑧小中学校 ⑨利府浄水場 ⑩文化複合施設（第Ⅰ期：平成 32 年度、第Ⅱ期：平成 37 年度完成予定）

※ 指定管理者が運営している施設は除外します。

※ 外部への委託等により実施する施設の管理・運営等で、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、委託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請します。（・各児童クラブ ・西部児童館 ・屋内温水プール ・みんなのお昼キャロット館 ・みんなのお昼ポテト館）

(2) 対象事務・事業

本計画の対象とする事務事業は、(1) の対象施設で町が行う全ての事務・事業とします。

(3) 対象温室効果ガス

本計画の対象温室効果ガスは、二酸化炭素とします。これは、本町の事務事業の実施において、二酸化炭素以外の「温室効果ガス」は、ほとんど排出されないことや、二酸化炭素排出量を削減することにより、他の温室効果ガスも必然的に削減されるためです。

3 計画の期間等

地球温暖化対策計画の中期目標に即して、平成 30（2018）年度から平成 42（2030）年度までの 13 年間を計画期間とし、本計画の基準年度は、平成 25（2013）年度とします。

目標年度に至る計画期間内において、事務事業編が対象とする公共施設や科学技術の進展など、内外の関係する動向は変化していくことが見込まれるため、事務事業編を一定期間（5 年程度）ごとに見直すこととします。

地球温暖化対策計画（抜粋）

1. 中期目標（2030 年度削減目標）の達成に向けた取組

国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」に基づき、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030 年度において、2013 年度比 26.0%減（2005 年度比 25.4%減）の水準にすると中期目標の達成に向けて着実に取り組む。

第2章 基準年度における計画の取組実績

1 温室効果ガスの排出状況

利府町エコアクションプラン（利府町地球温暖化対策実行計画第2期）では、平成22年度を基準年度とし、平成28年度で2.7%減の3,452 t-CO₂とする目標を掲げました。

表 - 1 電気・燃料使用量実績

平成22年度	平成28年度	比較	増減率
3,548 t-CO ₂	4,152 t-CO ₂	604 t-CO ₂ 増	17%増

2 過去5年間の温室効果ガス排出量の推移

表 - 2 年度別排出状況

(単位 t-CO₂)

項 目	H22 (基準年)	H24	H25	H26	H27	H28	H28年度 と基準年 との比較
電気	2,205	2,537	3,044	3,118	2,862	2,848	29.2%
ガソリン	67	75	71	70	74	65	△3.0%
灯油	282	293	281	280	261	233	△17.4%
軽油	110	17	15	16	16	15	△86.4%
A重油	301	311	299	310	311	313	4.0%
LPG	1	2	3	1	1	1	0%
都市ガス	582	400	822	781	717	677	16.3%
温室効果ガス総排出量	3,548	3,635	4,535	4,576	4,242	4,152	17.0%
基準年と比較した各年度の増減率		2.5%	27.8%	29.0%	19.6%	17.0%	

3 前計画の目標達成状況

平成28年度における温室効果ガスの削減量は、平成22年度（基準年度）との比較では17%増となり、平成28年度の目標値である2.7%削減（3,452 t-CO₂）の目標達成は出来ませんでした。

その要因としては、一般電気事業者の二酸化炭素係数の上昇によるものであり、電気の二酸化炭素係数を計画基準年度の数値（0.378 kg-CO₂/kWh）で固定して計算した場合は、平成28年度の総排出量は3,268 t-CO₂であり、目標数値の3,452

t-CO₂を184 t-CO₂下回りました。

一般電気事業者の二酸化炭素係数については平成22年度で0.378 kg-CO₂/kWh、平成29年度で0.545 kg-CO₂/kWhと年々上昇しているため、電力消費に伴う二酸化炭素の排出を減らすためには、環境配慮型の施設整備や、再生可能エネルギー等の低炭素な電源の導入等が求められます。

第3章 計画の基本方針等

1 計画の基本方針

- (1) 町自らの事務事業の実施に伴う環境負荷の低減と温室効果ガスの排出抑制に関し、具体的な環境に配慮した行動を示して職員全員で取り組みます。
- (2) 環境に配慮した行動の中で、重点的に取り組むものについて、数値目標を設定します。
- (3) パリ協定を受け、国の「地球温暖化対策計画」では、世界の気温上昇を抑えるには温室効果ガスの大幅な削減が必要としていることから、再生可能エネルギーの推進等により、一層の温室効果ガスの排出量削減に取り組みます。
- (4) 目標の達成に向け、各職場・職員の創意工夫により自主的かつ積極的に環境に配慮した行動を推進します。
- (5) 本計画の推進にあたり、行政サービスの低下や事務の非効率が生じないように配慮します。
- (6) 町が管理する施設の利用者や関係事業者に対し、町の取り組みについて理解と協力を求めます。
- (7) 本計画の取り組み状況については、毎年度取りまとめ進行管理し、結果を公表します。

第4章 計画の目標

1 温室効果ガスの算定方法

(1) 算定の対象とした活動

本計画における温室効果ガス総排出量の算定の対象とした活動は、二酸化炭素の排出を伴う活動のうち、「他者から供給された電気の使用」、「燃料の使用」を算定の対象とします。

(2) 算定方法

本計画における温室効果ガスの総排出量の算定には、温対法に基づき定められている算定方法を用います。また、算定に用いる排出係数については、表－3のとおりとし、できるだけ利府町の実情に則したものを使用することとします。

表－3 本計画で使用した活動種別排出係数

活 動 の 種 別	二酸化炭素排出係数
電気の使用（一般電気事業者）	0. 5 4 5 kg-CO ₂ /kWh
ガソリンの使用	2. 3 2 CO ₂ /ℓ
灯油の使用	2. 4 9 CO ₂ /ℓ
軽油の使用	2. 5 8 CO ₂ /ℓ
A重油の使用	2. 7 1 CO ₂ /ℓ
液化石油ガス（L P G）の使用	3. 0 0 CO ₂ /m ³
都市ガスの使用	2. 7 0 CO ₂ /m ³

2 計画の目標（推進目標）

町が実施する事務事業に伴って排出される温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量を、基準年の平成25（2013）年度から平成42（2030）年度までの18年間に、26％削減することを目標とします。

表－4 温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量の目標

基準年（平成25年度）A	目標年度（平成42年度）B	削減率（A-B）/A
4, 5 3 5 t - CO ₂	3, 3 5 5 t - CO ₂	2 6 %

3 温室効果ガスの排出抑制のための目標

温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量に関する目標を達成するため、年度ごとの温室効果ガス（二酸化炭素）削減目標を表－５、電気・燃料使用量の削減目標を表－６のとおり定めます。

表－５ 年度ごとの削減目標

年度	排出目標	削減率	削減量
平成 25（2013）年度	4， 5 3 5 t-CO ₂		
平成 26（2014）年度	4， 5 7 6 t-CO ₂	－ 0． 9 %	－ 4 1 t-CO ₂
平成 27（2015）年度	4， 2 4 2 t-CO ₂	7． 3 %	3 3 4 t-CO ₂
平成 28（2016）年度	4， 1 5 3 t-CO ₂	2． 1 %	8 9 t-CO ₂
平成 29（2017）年度	4， 0 8 6 t-CO ₂	1． 6 %	6 6 t-CO ₂
平成 30（2018）年度	4， 0 2 1 t-CO ₂	1． 6 %	6 5 t-CO ₂
平成 31（2019）年度	3， 9 6 1 t-CO ₂	1． 5 %	6 0 t-CO ₂
平成 32（2020）年度	3， 9 0 1 t-CO ₂	1． 5 %	5 9 t-CO ₂
平成 33（2021）年度	3， 8 4 3 t-CO ₂	1． 5 %	5 9 t-CO ₂
平成 34（2022）年度	3， 7 8 5 t-CO ₂	1． 5 %	5 8 t-CO ₂
平成 35（2023）年度	3， 7 2 8 t-CO ₂	1． 5 %	5 7 t-CO ₂
平成 36（2024）年度	3， 6 7 2 t-CO ₂	1． 5 %	5 6 t-CO ₂
平成 37（2025）年度	3， 6 1 7 t-CO ₂	1． 5 %	5 5 t-CO ₂
平成 38（2026）年度	3， 5 6 3 t-CO ₂	1． 5 %	5 4 t-CO ₂
平成 39（2027）年度	3， 5 1 0 t-CO ₂	1． 5 %	5 3 t-CO ₂
平成 40（2028）年度	3， 4 5 7 t-CO ₂	1． 5 %	5 3 t-CO ₂
平成 41（2029）年度	3， 4 0 5 t-CO ₂	1． 5 %	5 2 t-CO ₂
平成 42（2030）年度	3， 3 5 5 t-CO ₂	1． 5 %	5 0 t-CO ₂

※平成 28（2016）年度までは実績値

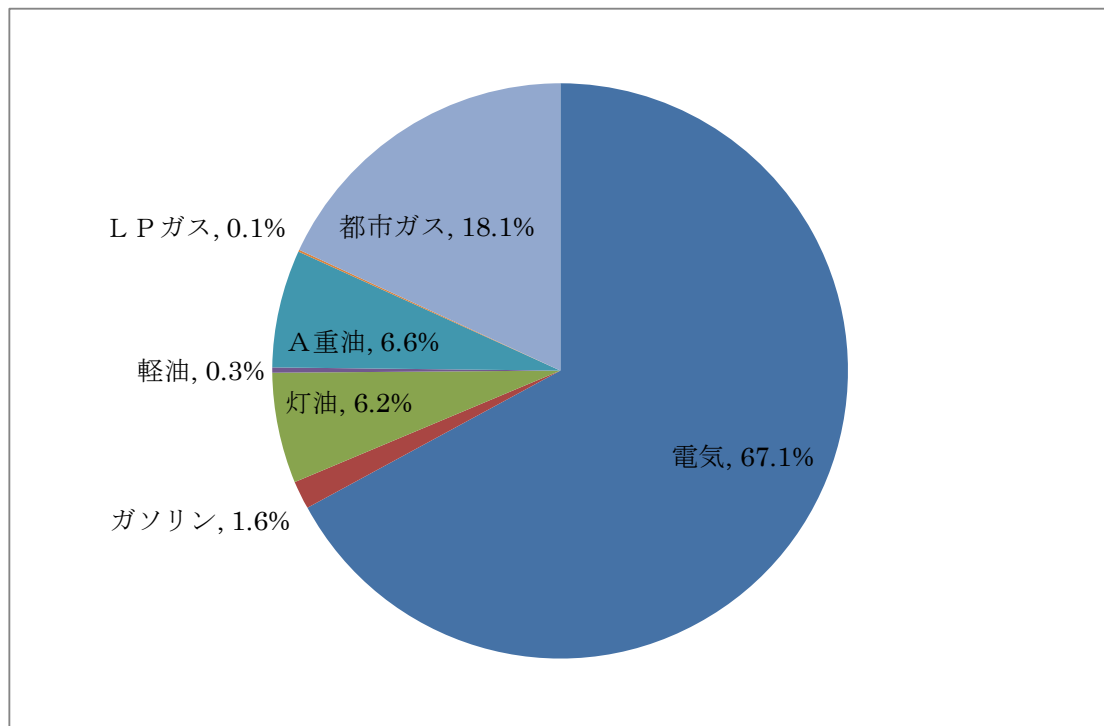
表－6 電気・燃料使用量の削減目標

項 目	基準年 平成 2 5 (2013) 年度		目標年度 平成 4 2 (2030) 年度			
	使 用 量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	削減 目標	削減量	CO ₂ 削減目標量 (kg-CO ₂)	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
電気の使用	5,168,665 (kW h)	3,044,344	△26%	1,343,853	791,529	2,252,815
ガソリンの使用	30,484 (リットル)	70,723	△26%	7,925	18,387	52,336
灯油の使用	112,950 (リットル)	281,246	△26%	29,367	73,123	208,123
軽油の使用	5,971 (リットル)	15,405	△26%	1,552	4,005	11,400
A重油の使用	110,200 (リットル)	298,642	△26%	28,652	77,646	220,996
L P ガスの使用	481 (m ³)	2,886	△26%	125	750	2,136
都市ガスの使用	348,121 (m ³)	821,566	△26%	90,511	213,607	607,959
合 計	—	4,534,811	—	—	1,179,047	3,355,765

4 要因別の排出状況

基準年である平成 2 5 年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電力が最も多く 6 7. 1 %を占め、次いで都市ガス、A重油、灯油の順となっております。

二酸化炭素排出量の排出要因別割合



第5章 目標達成に向けた行動

1 物品等の調達・使用等に関する取組み

配 慮 項 目		取 組 内 容
(1) 物 品 等 の 調 達	環境物品等の調達の推進	・事務用品や施設物品等の調達にあたっては、「グリーン購入」を推進し、環境負荷の低い物品等の購入に努める。また、適正な在庫管理を行い、必要最小限の調達に努める。 ・車両の購入（リースを含む）にあたっては、環境配慮型（低燃費・低公害等）のものを選択するよう努める。
(2) 物 品 等 の 使 用	用紙類の使用量の抑制	・会議資料や印刷物は必要最小限の部数のみ作成する。 ・会議資料の簡素化（ワンペーパー化）を図る。 ・文書資料等は、両面コピーを原則とする。 ・可能なものについては、2アップで作成する。 ・ミスコピーを防止するため、コピー機の使用後はクリアボタンを押す。 ・庁内LANを活用し、ペーパーレスに努める。
	公用車の効率的な使用	・過度な暖気運転や不用なアイドリング、急発進、急加速等を止め、エコドライブを実行する。 ・相乗り運行や、エコカーを優先させて利用するなど、効率的な使用に努める。 ・車両の適切な点検整備を行う。
	事務用品機器等の効率的な使用	・事務用品は、関係機関相互で管理換えや供用替えを行い、遊休物品の活用を図る。 ・購入した物品は、対応年数を考慮し、修繕等を加えながら大切に長期間使用する。
(3) 物 品 等 の 廃 棄	物品等の廃棄	・廃棄物の排出区分・排出場所を徹底する。また、廃棄物の発生が最小となるよう配慮し、再資源化に努める。 ・過剰包装や使い捨て容器の製品の調達を自粛する。 ・コピー機、プリンターその他事務用機器のトナー・カートリッジ類で再生可能なものは、回収する業者に協力を求める。

2 庁舎等の建設、管理等に関する取組み

配 慮 項 目	取 組 内 容
省エネルギーの推進	・各施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を推進し、エネルギーの有効利用に努める。(二重サッシ等の断熱効果の高い建具の導入、照明・照明灯をＬＥＤ等の省エネルギー型照明装置へ切替え、太陽光発電システム導入等、老朽化した空調設備・ボイラー等を省エネルギー型に改修) ・冷暖房温度を適切に設定し、空調設備の省エネ運転を行う。また、クールビズ・ウォームビズを推進する。 ・廊下やトイレ等の間引き照明を行い、昼休みや残業時には不必要な照明を切る。 ・ＯＡ機器やコピー機等を使用しないときには、主電源を切るか節電モードに切り替える。 ・定時の退社・時間外勤務の縮減に努める。
水の有効利用	・雨水を有効に利用する。 ・節水コマ等の利用により蛇口の水量を抑制する。
燃料の転換	・重油からＬＰＧ等の温室効果ガスの排出の少ない燃料への転換を図る。

3 その他の環境配慮に関する取組み

項 目	取 組 内 容
関係事業者との連携・協力	・庁舎等に自動販売機を設置している業者に対して、更新時には更なる省エネルギー型とするよう協力を要請する。
来庁舎への協力要請	・庁舎等の利用にあたって、本計画に基づく環境配慮の取組みについての理解と協力を求める。

※この取組みは一例です。本計画は、全職員一人ひとりの自覚と自主的な実践がなければ、目標を達成することはできません。環境配慮活動責任者及びエコリーダーは、所属内の環境配慮の取組みへの理解を深め、創意工夫により積極的に環境配慮行動を推進するよう努めるものとします。

第6章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

本計画を推進するにあたって、表－7のように推進組織を定めます。

表－7 利府町地球温暖化対策実行計画推進体制

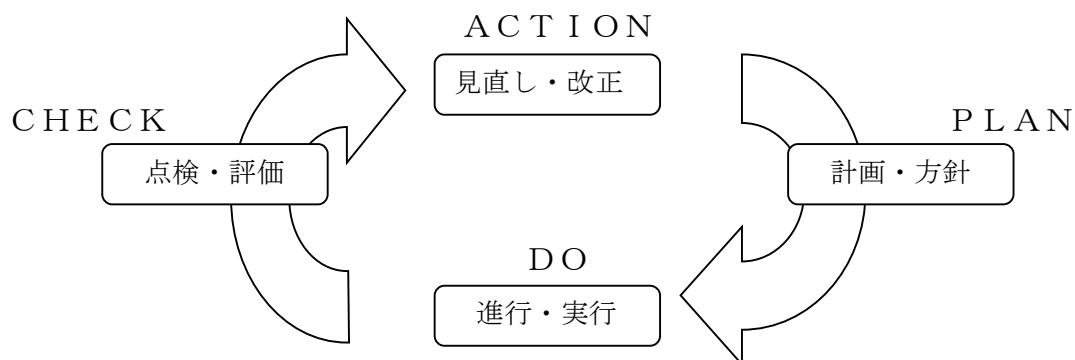
区 分	職 名	職 務
環境管理統括責任者	町長	町の全ての執行機関（議会を含む。以下同じ。）の長と職員に対して、環境配慮の取組みを推進するよう総括し、指示します。
環境管理副統括責任者	副町長、教育長	環境管理統括責任者を補佐し、町の全ての執行機関の長と職員に対して、環境配慮の取組みを推進するよう指揮監督します。
環境管理責任者	生活安全課長	各執行機関の取組みが推進されるよう本計画の進行管理を行います。
環境配慮活動責任者	会計管理者、各課長、各室長及び各事務局長	所属内の環境配慮の取組みを指揮監督します。
エコリーダー	班長、所長並びに課長、室長及び局長が指名する者	各職場での環境配慮の取組みの着実な推進を図ります。

2 計画の進行管理

計画の推進と点検・評価・見直し等

(1) 進行管理

利府町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は①計画（PLAN）・②実行（DO）・③点検・評価（CHECK）・④見直し・改正（ACTION）のPDCAサイクルにより、継続的に改善を図りながら進行管理します。



(2) 職員等への普及啓発

全職員の地球温暖化対策の取組みへの理解と実行を促すため、本計画の推進に必要な会議の開催、資料の配付、職員研修等により、普及啓発を図ります。また、来庁者や施設利用者に対しても、本計画の環境配慮の取組みに協力するよう要請します。

(3) 実施状況の点検・評価・見直し等

本計画の達成状況の点検及び評価については、エネルギー等使用量報告書を用い、燃料等使用量について、定期的に調査し、取りまとめます。また、各年度ごとの点検・評価の結果については、庁議において環境管理統括責任者に報告するとともに、その概要を公表します。また、地球温暖化対策の継続的な推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行います。

資料編

1 関係法令

▽地球温暖化対策の推進に関する法律 《抜粋》

(定義)

第2条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

(1) 二酸化炭素

(2) メタン

(3) 一酸化二窒素

(4) ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

(5) パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

(6) 六ふっ化硫黄

(以下、省略)

(地方公共団体実行計画等)

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 地方公共団体実行計画の目標

(3) 実施しようとする措置の内容

(4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

(以下、省略)

▽エネルギーの使用の合理化に関する法律の概要

平成20年5月にエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）が改正（平成22年4月1日施行）され、事業所単位から事業者単位のエネルギー管理が義務づけられ、企業と同様に地方公共団体もエネルギー管理を行う。

これにより、各施設で使用した電気や燃料のエネルギー使用量を把握し、1年間のエネルギー使用量（公用車・社用車は除く）の合計を原油換算して、1,500kℓ／年以上あった場合には、その結果を経済産業局へ届出し、特定事業者の指定を受けなければならない。

2 用語解説

温室効果ガス	地表から放出される赤外線を吸収し、地表を温める効果（温室効果）があるガス。温室効果ガスにより地球の平均気温は約15℃に保たれている。仮にこのガスがないと－18℃になると言われている。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮し、必要性を良く考え、環境への負担ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
エコドライブ	省エネルギー及び二酸化炭素（CO ₂ ）や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を示す概念のこと。具体的には、穏やかにアクセルを踏んで発進、車間距離を取り加速・減速の少ない運転、エアコンの適正使用、アイドリングストップの励行、適正なタイヤ空気圧の点検などを行うこと。
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、バイオマス、地熱などのエネルギーを言う。これらは、一度利用しても比較的短時間で再生が可能であり、石油等の化石燃料に代わるクリーンなエネルギーとして導入・普及されている。
LED	発光ダイオード（Light Emitting Diode）の略。半導体に電気を流すと発光する性質を利用している。エネルギーを効率良く光にすることができるため、消費電力が少なく寿命が長いという利点がある。